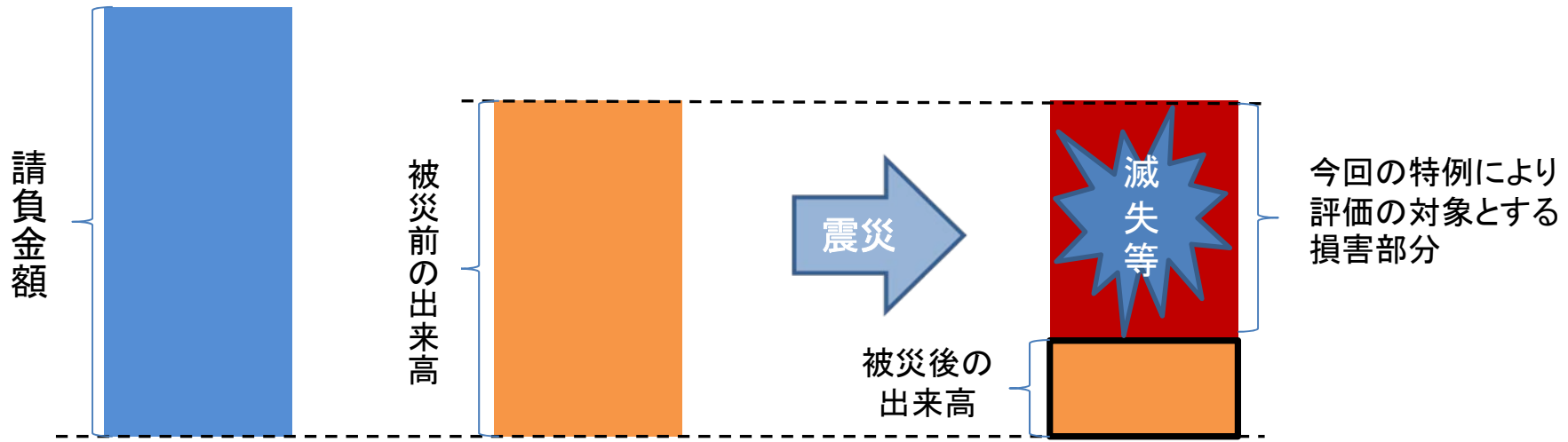


東日本大震災により被害を受けた公共工事に係る 経営事項審査の完成工事高の取扱いについて

- 東日本大震災により、工事目的物が一部滅失等の損害を受けた場合、当該損害部分については施工実績があるにもかかわらず経営事項審査における完成工事高としては評価されない。
- このため、被災企業への特例として、東日本大震災による損害部分について、経営事項審査における完成工事高として評価できることとする。



<特例の対象>

○対象工事

東日本大震災の被災地(※)において、震災により被害を受けた公共工事のうち、不可抗力による損害について発注者による支払いが行われたもの。

(※)東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)

- ・岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村。
- ・青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の一部の市町村。

○対象となる金額

不可抗力による損害として、発注者により支払われた金額。

○対象事業年度

不可抗力による損害の発注者負担分が支払われた事業年度の完成工事高として評価可能。